

第 10 次交通安全基本計画作成のための主な議論事項試案（抜粋）

〔全般〕

1 交通安全基本計画の構成及び記述の在り方

基本理念（長期的な方向性）、目標（期限を明確にした数値目標）及び対策（具体的な交通安全施策）の3つの流れで構成することとしてはどうか。

2 計画期間の設定

5年間（平成 28 年度から平成 32 年度まで）を計画期間としてはどうか。

3 計画の基本理念について

「交通事故のない社会を目指す」，「人優先」を中心としたキーワードや，交通社会を構成する三要素（人間，交通機関及び交通環境）など計画に係る基本的考え方を記載すべきではないか。

〔道路交通の安全〕

1 目標値の設定

死者数，死傷者数のほか，歩行者，自転車についても，目標を定めることについて，検討してはどうか。

（※第 9 次計画の目標値 死者数 3,000 人，死傷者数 70 万人）

2 道路交通安全対策の今後の視点

人優先の交通安全思想を踏襲し，交通事故死者数の過半数を超える高齢者を始めとする交通弱者の安全確保や交通死亡事故等の状況を踏まえた視点とすべきではないか。

交通事故が起きにくい環境づくりの視点も必要ではないか。

<イメージ図>

縦割の施策（cf. 交通安全対策基本法）

横串の視点（重点対象）

